



発行 長瀬町商工会

長瀬町 商工会 たより

〒369-1304

長瀬町本野上189-6

TEL 66-0268

FAX 69-1030

E-mail nagatoro@syokukai.jp

HP http://www.nagatoro.or.jp/



発行責任者 野原 武夫

編集責任者 小菅 孝

編集担当者 柳原 哲省



重要 確定申告は期限内に

確定申告の提出期限は

所得税・贈与税・事業税	3月15日
個人事業の消費税 地方消費税	4月 1日

となります。遅れないように準備しましょう。

また、納税は振替が便利です。

振替納税の場合の振替日は、

所得税・贈与税・事業税	4月22日
個人事業の消費税 地方消費税	4月24日

となります。また、国税庁のホームページ「e-TAX」

からも申告することが出来ます。

詳しくは税務署又は商工会まで

(記事担当 南 悦子)



「新入社員研修会・激励会」を 開催いたします

皆野・長瀬町両商工会では、今春3月新規に学校を卒業し管内企業への就職者を対象に、研修会と激励会を下記のとおり開催いたします。新規採用された事業所各位は、ぜひとも参加くださいますようお願い申し上げます。詳しくは商工会へご連絡下さい。

【開催日時】 4月12日(金) 8:45～

【会場】 長生館

【研修内容】

9:00～12:00 「実践ビジネスマナー」

講師 オフィスプリムラ

代表 西田奈保子氏

13:00～15:00 「知っておきたい! 若年消費者の被害と対応策」

講師 埼玉県消費生活支援センター

(記事担当 四方田 和男)



税理士による税務相談開催

所得税確定申告にかかる税理士さんによる個別相談会は今回の最終になります。未だ申告のお済みでない方、他ご税務相談のある方など是非ご来会ください

【開催日】 3月6日(水)

13日(水)

【時間】 13:00～16:00

【会場】 長瀬町商工会

(記事担当 南 悦子)



長瀬燻製プロジェクト 報告会・試食会実施変更のお詫び

2月1日発行の広報誌により開催変更を掲載しましたが、変更した2月18日は開催しませんでした。

商品完成が遅れやむを得ず再度延期を致しました。今後の予定では、6月上旬製品完成次代あらためて開催し、同時に商品発売する予定です。広報誌によりご案内させていただきます。お詫びとお願いを申し上げます。

(記事担当 竹内 紀昌)



献血にご協力をお願いします。

長瀬町内にて献血が行われますので是非ともご協力をお願いします。詳細は下記のとおり。

◆日時 3月26日(火)

会場 長瀬町役場 9:30～12:00

日本イスイード(株) 14:00～15:30

(記事担当 竹内紀昌)



健康診断実施義務

—春季健診時期になります—

年一回の定期検診を受けさせ結果を5年以上保管義務があります。事業主に対し罰則規定もあります。

採用時にも実施しなくてはなりません。対象は、社員・パートを問わず、一年以上使用されること。または、一週間の労働時間が通常の3/4以上であること。実施のご相談は商工会へ。

(記事担当 四方田 和男)



お宝商品券取扱店募集中

お宝商品券は登録取扱店で使えます。一人暮らしのお年寄りを中心に実施している「元気と安心お助け隊事業」により、制度を利用したお年寄りの皆さんが、支援いただいたボランティアさんへのお礼として「お宝商品券」が使われています。受取られた商品券は登録店で買い物に使用されます。現在取扱登録店は51店舗。お店で使われた商品券は商工会窓口で申込と同時に無料で換金されます。「お宝商品券」はお年寄りから町民ボランティアさんへ、そして町内商店へとリレーされます。

ご不明な点等ご連絡いただければ説明に伺います。是非ご協力お願いします。

(記事担当 四方田 和男)



街路灯設置にご協力下さい

商工会では、街の安心安全に寄与するため街路灯設置を行っています。現在器具の予備があります。

設置頂ける方には是非ご協力をお願い致したく、ご希望の方は商工会へご連絡下さい。

(記事担当 四方田 和男)



平成25年度3月分からの保険料率は据置きとなり、変わりません

協会けんぽでは、健康保険料率について昨年まで3年連続で引き上げでしたが、平成25年度の保険料は据置きとなり、変わらない見通しです。



従業員の退職金制度

中退共制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

掛金助成や税法上の優遇など、有利な特典がいっぱいです。短期労働者(パート等)のための特例掛金月額(2,000円、3,000円、4,000円)が用意されています。安全・確実な中退共制度を是非ご利用ください。

(独)勤労者退職金共済機構又は商工会までご連絡ください。

(記事担当 南 悦子)



事業主も退職金が出ます

小規模企業共済は、事業主が事業をやめたり、役員を退いた場合の生活安定を図る、事業主のための退職金制度です。掛金は全額所得控除でき、大変お得です。

◆加入できる方……従業員数が、商業・サービス業は5人以下、製造業は20人以下の個人事業主・法人役員

◆掛金……月額1,000円から70,000円まで、500円単位で自由に決められます。

詳しくは商工会までお問合せ下さい。

(記事担当 齋藤 美江)

次回の日本政策金融公庫 金融審査会
3月12日(火) 13:00

2月末現在 商工会員数 ³³⁵名

組織率
76.7%